

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部 廃棄物対策課 No. 001

処 分 名	廃棄物の収集の拒否
処 分 の 概 要	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 24 条第 1 項の勧告を受けた者が、第 2 項の規定によりその勧告に従わなかった事実を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかった場合には、その者が排出する廃棄物の収集又は処理施設に受け入れることを拒否いたします。
根拠条例等・条項	春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 17 年条例第 111 号）第 24 条第 4 項
処 分 基 準	<p>◎市長は、春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 24 条第 1 項の勧告を受けた者が、第 2 項の規定によりその勧告に従わなかった事実を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかった場合には、その者が排出する廃棄物の収集又は処理施設に受け入れることを拒否することができます。</p> <p>処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 24 条第 1 項の勧告を受けた者が、第 2 項の規定によりその勧告に従わなかった事実を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかった場合」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日
備 考	

■春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例

第24条4 市長は、第1項の勧告を受けた者が、第2項の規定によりその勧告に従わなかった事実を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかった場合には、その者が排出する廃棄物の収集又は処理施設に受け入れることを拒否することができる。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 廃棄物対策課 No. 002

処 分 名	一般廃棄物の収集・運搬業の停止の命令
処 分 の 概 要	一般廃棄物収集運搬業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物収集運搬業の停止命令を行います。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の3
処 分 基 準	<p>◎市長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物収集運搬業の許可を期間を定めて事業の全部又は一部の停止命令を行うことができます。</p> <p>処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3各号のいずれかに該当する場合」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業の停止)

第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

(3) 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 廃棄物対策課 No. 003

処 分 名	一般廃棄物の収集・運搬業の許可の取消し
処 分 の 概 要	一般廃棄物収集運搬業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物収集運搬業の許可の取消しを行います。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の4
処 分 基 準	<p>◎市長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物収集運搬業の許可の取消しをすることができます。</p> <p>処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号のいずれかに該当する場合」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(許可の取消し)

第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(1) 第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。

(2) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第7条第5項第4号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。)

(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 廃棄物対策課 No. 004

処 分 名	一般廃棄物の処分業の停止の命令
処 分 の 概 要	一般廃棄物処分業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物処分業の停止命令を行います。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の3
処 分 基 準	<p>◎市長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物処分業の許可を期間を定めて事業の全部又は一部の停止命令を行うことができます。</p> <p>処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3各号のいずれかに該当する場合」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業の停止)

第 7 条の 3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第 7 条第 5 項第 3 号又は第 10 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- (3) 第 7 条第 11 項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 廃棄物対策課 No. 005

処 分 名	一般廃棄物の処分業の許可の取消し
処 分 の 概 要	一般廃棄物収集運搬業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物処分業の許可の取消しを行います。
根拠法令等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条の4
処 分 基 準	<p>◎市長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号のいずれかに該当する場合には、一般廃棄物処分業の許可の取消しをすることができます。</p> <p>処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4第1項各号のいずれかに該当する場合」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(許可の取消し)

第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(1) 第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。

(2) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 第7条第5項第4号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第7条第5項第4号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。)

(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 廃棄物対策課 No. 006

処 分 名	浄化槽の清掃業の停止の命令
処 分 の 概 要	浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなった場合、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当する場合は、浄化槽清掃業の停止命令を行います。
根拠法令等・条項	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第41条第2項
処 分 基 準	<p>◎市長は浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなった場合、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当する場合は、浄化槽清掃業の停止命令を行うことができます。</p> <p>処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなった場合、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当する場合」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

■浄化槽法

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

第 41 条

2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第 36 条第 1 号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の 1 に該当するときは、その許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第 12 条第 2 項の命令に違反したとき。

(2) 不正の手段により第 35 条第 1 項の許可を受けたとき。

(3) 第 36 条第 2 号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。

(4) 第 37 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部 廃棄物対策課 No. 007

処 分 名	浄化槽の清掃業の許可の取消し
処 分 の 概 要	浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなった場合、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当する場合は、許可の取り消しをすることができる。
根拠法令等・条項	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第41条第2項
処 分 基 準	<p>◎市長は浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなった場合、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当する場合は、許可の取り消しをすることができます。</p> <p>処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなった場合、又は浄化槽清掃業者が次の各号の1に該当する場合」に該当するかを示すことはできません。</p>
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

■浄化槽法

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

第 41 条

2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第 36 条第 1 号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の 1 に該当するときは、その許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第 12 条第 2 項の命令に違反したとき。

(2) 不正の手段により第 35 条第 1 項の許可を受けたとき。

(3) 第 36 条第 2 号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。

(4) 第 37 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋